

日時：令和4年4月22日（金）13：30～

場所：庁議室、日田市獣肉処理施設

第1回日田市指定管理者選定委員会

参加者

選定委員：松隈久昭、佐藤統久、長澤千津子、橋本哲治、後藤靖孝

林業振興課：五藤課長、山本主幹

地方創生推進課：塚原課長、佐藤主幹、大坪

（日田市獣肉処理施設内）

上津江振興局：川本主幹、川津、中村、穴井

協議内容

第1回日田市指定管理者選定委員会が開催され、公募にかかる資料の確認と日田市獣肉処理施設（以下「施設」とする）の現場を確認した。

以下に会議の内容を記す。

発言者	発言内容
事務局	（庁議室にて委員、事務局、担当課の紹介、配布資料及びスケジュールの説明）
委員	委員報酬が安い。市職員並みに上げてほしい。先んじて送付された資料に目を通すだけでも時間を要している。
事務局	貴重なご意見として参考にさせていただく。
委員	指定管理期間の任期は通常5年と考えているが、3年なのか。
事務局	委員の任期が3年で、施設の指定管理期間は5年。
委員	委員の任期と施設の指定管理期間を合わせたほうが良いのではないか。
事務局	指定管理施設によって指定の時期が異なる。委員の任期と指定管理施設の指定管理期間は別であり、合わせる必要はない。
	（施設に移動：移動車内）
林業振興課	（募集要項、仕様書について説明する）
林業振興課	（募集要項の訂正 ・ 公募説明会、仕様書の訂正 ・ 休館日） （募集要項の説明）
委員	募集要項等について詳しく説明したが、私たちの聞きたいことはどういった方が指定管理者になるべきかということ。
林業振興課	募集要項の説明を行ったところだが、説明不足の点については改めて

	答える。
林業振興課	(仕様書の説明)
	(施設に到着：施設内)
林業振興課	(施設の説明)
委員	トイレはないのか。
上津江振興局	トイレはある。現在、施設が休止中で水道を止めているため、トイレが使えない状態。電話や浄化槽の使用も止めている。水道や浄化槽を使用する申請後、再度使用可能になる。必要になればすぐに再開可能。
委員	冷凍庫が外にあるが盗難やいたずら等大丈夫か。もっと直射日光を遮ったり、見えないようにしたりする工夫をしてはどうか。
上津江振興局	不在時はチェーンをかけて開かないようにしている。
林業振興課	あまり囲ってしまうと排熱がこもる。換気のできる状況が良い。
	(市庁舎に移動：移動車内)
委員	イノシシやシカは捕っていい時期があると聞いたが、施設の経営に影響しないか。
林業振興課	捕っていい時期とは猟期のこと。11月から3月15日までが猟期。しかし、農林産物被害が多く、有害鳥獣捕獲の許可を年中出している状況があるため、材料となる個体は捕獲されている。
委員	経営状況次第で、また辞めるのではないか。獣肉処理施設として経営できるのか。
林業振興課	民間業者にやってもらうのでそれもあるかもしれない。辞めた場合は、再度募集していく。同様の施設の運営実績のある業者であれば、経営できると判断している。
委員	処理頭数が少ないのではないか。
林業振興課	施設の規模の限界もあり、多くても500頭が最大で、日田市のイノシシ、シカの捕獲頭数の10%ほど。また、持ち込みは個体の状況を見て行うので、確実な頭数はわからない。
委員	少数の個体の処理を行う施設の意味は。
林業振興課	日田市のジビエ生産施設として重要な施設である。また、命の教育を考える上でも重要な施設である。
	(市庁舎に到着：庁議室) (募集要項、仕様書、施設についての協議)
委員	資料12指定管理基準価格算定表の法定福利費が少ないように思える。金額を上げたほうがよいのではないか。
林業振興課	(法定福利費の内容について、率、金額等を伝える)

委員	おおむね良いのではないか。
委員	利用者は狩猟者であり住民全体をさすものではない。
林業振興課	該当部分を修正する。
委員	委託料がないのに「精算による返還を求めない」記述が、募集要項、仕様書に必要か。
林業振興課	募集要項、仕様書より、その部分を削除する。
委員	ジビエ認証の取得は必須なのか。
林業振興課	必須ではないがぜひ取得していただきたいと考えている。
委員	赤字が出たら補填をすべきではないか。
委員	それを認めてしまうと、補填ありきの経営になるのではないか。
林業振興課	募集要項にあるとおり、指定管理料はない。
委員	全体をとおしての評価が10点の配点があるのは間違いないか。
林業振興課	書類だけでなく、プレゼンテーションや質疑応答の内容を含めた、全体を評価するということ。
委員	(委員承認)
事務局	(今後の日程等について説明)
	(委員会終了)